

道州制特区に関する国からの回答(7月1日)に対する北海道の意見

北 海 道

1 基本的事項

道は、平成16年4月26日に「道州制特区に向けた提案(第1回)」を取りまとめ、そのなかで、国の地方支分部局と道との機能等統合を国と道が協力して検討することを国に提案した。

この提案内容についての説明を5月28日の経済財政諮問会議で行ったところ、各委員からの意見を集約した形で、竹中大臣から「国の出先機関の一元化にはどのようなやり方が考えられるのか、道の関連部局とどのように統合することが考えられるか」について、具体案を示していただきたいとの依頼があった。

このため、道は8月10日に「道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について」を取りまとめ、権限移譲や連携・共同事業を積み重ねることで国の地方支分部局と道との機能等統合を行っていくという方法論と、その方法論に基づく第一弾としての権限移譲事項13項目及び連携・共同事業20項目を国に示したところである。

しかしながら、今回の回答においては、提案の核心部分であり議論の大前提となるべき機能等統合の方法論について、国として検討を行った形跡が見られず、提案した方法論について国が同様の考えに立つのかどうか不明である。

この方法論に基づく第一弾の権限移譲事項及び連携・共同事業については、こうした前提を抜きに、単なる一般的な制度改正要望としての観点から検討を行っても意味はないが、個別事項の回答内容を見ても、機能等統合の観点がない、一般的な観点からの回答にとどまっている。

こうしたことから、現段階では、国の地方支分部局と道との機能等統合を行う意思を国の回答のなかに見いだすことは困難である。

したがって、道としては、国の地方支分部局と道との機能等統合を行う意思が国にあるのかどうか、その意思があるとして、道が提案した方法論については国としてどのように考えるのか、あらためて回答を求めるものである。

道が提案した方法論においては、権限移譲事項については、地域事情の反映、類似業務の一元化、窓口の一本化という3つ観点から移譲対象事項を選定すること、移譲にあたっては権限プラス財源の一体移譲の原則など3つの原則に沿って移譲が行われるべきことも提案しており、これらの具体的細目を国としてどのように考えるのかについても併せて回答を求めるものである。

また、個別の権限移譲事項及び連携・共同事業のうち、前向きな回答がなかったものについては、機能等統合の方法論に基づく第一弾としての観点から、再度検討を行うことを求めるものである。

さらに、「道州制特区に向けた提案(第1回)」においては、9つの道州制推進プランを提案しているが、平成16年4月の提案後、内閣府から何らの回答も示されなかったため、道としては、提案事項をできる限り早期に実現するという観点から、構造改革特区及び地域再生計画の要件になじむものを抽出し、同年6月に構造改革特区及び地域再生計画に重ねて提案した経緯があるが、一部しか認められていない状況にある。

道州制特区は、これまでの構造改革特区や地域再生計画のような、特定の地域を対象に、規制緩和等の措置を国が個別に判断するという地域活性化を主眼とした取組みの枠組みを超え、将来の道州制を展望し、北海道全域で、より包括的な権限・財源の移譲や規制緩和の実現を目指し提案したものである。

特に、地理的に独立したブロックを形成している北海道において、権限移譲や規制緩和、地域にあった制度への変更などをモデル的・先行的に積み重ね、地方分権が住民サービスの向上や地域経済の活性化につながることで道民や国民の目に見える形で実感され、道州制についての理解が深まることの意義は大きいものとする。

したがって、道としては、道州制推進プランについても、構造改革特区や地域再生計画ではない、道州制特区としての検討をあらためて求めるものである。

政府は、道州制特区を地方分権のモデル的な取組みと位置付け、国民がその成果を実感することを通じ、道州制に関する国民的な理解や議論が深まる効果を期待するものとしているが、その言葉にあるように地方分権のための取組みであることを十分認識のうえ、再度検討していただきたい。

なお、個別事項に対する道の意見を現段階であえて述べるなら、次項のとおりである。

<参考～経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（抜粋）>

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの改革

2 仕事の流れを変える

(1) 国から地方への改革

(中略)

…地方分権のモデル的な取組としてのいわゆる「道州制特区」について、引き続き推進する。

3 人と組織を変える

(1) 国・地方の徹底した行政改革

国・地方の双方について、行政改革をこれまで以上に徹底して進めることが必要であり、公務員制度改革を含め、「今後の行政改革の方針」、「新地方行政指針」の着実な実施に向け、国と地方は歩調を合わせて強力に取り組む。このため、国については、以下の取組を強力に進める。

地方支分部局について、業務の必要性の根本的見直し、民間委託の活用、市場化テストによる民間への業務解放、地方への事務の移譲、独立行政法人への事務の移管、統廃合等を含む抜本的な見直しを行うこととし、各府省の取組も踏まえて、総務省が、平成18年度における取組方針を明示する。

2 個別事項

【権限等の移譲】

No.	区分	提案の内容	関係府省の回答等及び道の意見等	関係府省及び道の関係部局
7	権限	理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理師養成施設の指定及び監督については、地方分権改革推進会議における意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で検討している。理容師・美容師養成施設については、理容師・美容師試験が全国一律の国家試験であり、それぞれの養成施設の卒業が受験資格の要件の一つとされていることから、全国一律の判断基準をもって指定等を行う必要があり、移譲は困難である。 	厚生労働省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容師・美容師養成施設の指定及び監督についての権限を知事に移譲しよう提案しているが、指定及び監督に当たっては、各省令に基づいて行うことを想定している。従って、養成施設の卒業が、国家試験の受験資格の要件となっていることになら支障が生じるものではないものとする。 ・また、他の保健医療関係の国家資格に係る厚生労働省所管の養成施設の指定に当たっては、都道府県の事務を経由事務等に限っているにもかかわらず、理容師・美容師養成施設の指定については、必要な調査に関する事務等を法定受託事務としており、実態としては二重行政となっている面もあることから、指定・監督も含めて、道において一元的に行った方が効果的・効率的であり、移譲について再度検討していただきたい。 	保健福祉部
8	権限	総合衛生管理製造過程(HACCP(ハサップ))の承認、監視指導等の権限の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、食品衛生法に基づく食品の規格基準の特例としての意味を有するものであり、より高度な判断が求められることから国の責任において実施される必要があり、移譲は困難である。 ・内閣府より、事後の監視指導等について、道と情報交換等を行い連携を図ることについて検討要請中。 	厚生労働省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造基準の特例を含む承認申請が提出された場合、国に対し製造方法の基準に適合しない方法の適否について意見を求めること(仮:総合衛生管理製造過程承認事前確認書)を想定しており、移譲後においても食品衛生の確保は可能なものとする。 ・また、道においては、申請者からの事前相談の対応、承認後の監視指導の事務を既に担っており、実態としては二重行政となっていることから、承認等に関する事務を含めて、道において一元的に行った方が効果的・効率的であり、移譲について再度検討していただきたい。 	保健福祉部
9	権限	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等(結核予防法等)を行う指定医療機関の指定及び監督に関する機能	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法に基づく更正医療については、今国会に提出している障害者自立支援法案において国が開設者である医療機関も含めて都道府県が指定及び監督の事務を行うこととしている。その他の公費負担医療についても、国から都道府県に権限移譲することについて、特段技術的な問題はないものと考えている。 	厚生労働省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に移譲される方向で法案が提出されている身体障害者福祉法に基づく更正医療以外の公費負担医療についても、国から都道府県に権限移譲することについては、特段技術的な問題はないとのことであるが、実際に権限移譲が行われるものと考えてよいか。移譲されるとすれば、そのスケジュールはどのようになるのか御教示いただきたい。 	保健福祉部

No.	区分	提案の内容	関係府省の回答等及び道の意見等	関係府省及び道の関係部局
10	権限	自立就業支援助成金など3助成金事業の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立就業支援助成金及び地域雇用開発促進助成金については、雇用保険法に基づく三事業であることから財源は全国の事業者からの保険料であり、特定の自治体のみ異なる助成要件等を設けることは公平性を欠くこと等から困難である。地域創業助成金については、不良債権処理の加速化に伴う雇用情勢の悪化に対応するために時限的な措置を講じたものであり、移譲は困難である。 ・なお、地域創業助成金については、本年度より、前身の地域雇用受皿事業特別奨励金を見直し、助成対象についてより地方公共団体の意見を反映する仕組みに変更したところである。 ・内閣府より、助成要件等について、道の意見を反映できる協議の場の設置等について検討要請中。 	厚生労働省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立就業支援助成金及び地域雇用開発促進助成金については、雇用保険の保険料を財源としているため、特定の自治体のみ異なる助成要件等を設けることは公平性を欠くことになり、移譲は困難とされているが、道としては、助成事業の趣旨に沿って、地域の実情に適合した適切な運用を図れば、公平性を欠くことにはならないものと考えている。 ・また、景気回復の歩みが遅れている本道では、郡部においては新規学卒者が地元で職を探している一方、離職者が都市部へ流出してしまっており自立就業支援助成金の活用が難しいなど、全国一律の支給条件では各種助成金を効果的に活用することが難しい事情にある。 ・このため、各助成事業の趣旨に沿って地域の実情に適合した適切な運用を図って、依然として厳しい本道の経済・雇用情勢の改善を図るため、3助成金事業を交付金化した上で道に財源とセットで権限を移譲し、地域の実情を踏まえて道が行う地域づくりや産業振興施策で生まれた雇用需要に対して助成を行うなど、各助成金の趣旨・目的を効果的に達成できるよう、再度検討していただきたい。 ・なお、地域創業助成金については、存続期間中における統合化・交付金化について再度検討していただきたい。 	経済部
18	権限	民有林直轄治山事業に係る事務の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有林直轄治山事業については、災害等による国土保全・国民生活への影響にかんがみ、国の責任において区域を限定して直轄事業として行っており、その整備状況が不十分であるため移譲は困難である。なお、事業の実施に際しては、これまでも道との連携を図ってきたところであるが、一層の連携強化が図られるよう検討したい。 ・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得るよう要請中。 	農林水産省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有林の治山事業は、災害等から住民の安全等を守るため道でも行っており、国でなければ担えないものではないと考えている。 ・また、提案している事業については、整備が未だ不十分であるため、移譲が困難とされているが、必要な財源が移譲されれば、道において引き続き整備を継続することは可能と考える。 ・加えて、北海道は、他都府県とは異なり、道内で事業が完結することから、本事業が移譲されれば、これまで道で実施していた民有林補助治山事業も含め、一括して事業を実施することにより、流域一帯として地域特性に応じた治山施設の整備を効果的に行うことが可能となるため、地方分権のモデル的取組として大きな意義があるものと考えられ、移譲について再度検討していただきたい。 	水産林務部
19	権限	農業関係事業の実施に係る地区採択申請や補助金交付申請等の経由事務の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事務については、直轄事業と補助事業に関する各種情報の共有を通じて事業全体の効果的かつ効率的な実施に資することを目的として平成13年4月から道とも十分に相談した上で、現在の仕組みに変更したところである。申請者や道に過大な負担や支障が生じているとは聞いておらず、現行の仕組みを継続したい。なお、より効率的に事務を進める観点から、経由事務に係る文書処理の一層の迅速化を図る仕組みを検討したい。 ・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得るよう要請中。 	農林水産省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本提案は、国の地方支分部局と道との機能等統合に向けて、地方支分部局の権限移譲を先行的、モデル的に積み重ねていくことをねらいとしているものであり、本件についても、そのための段階的取組の一つと位置付けることができ、農業関係行政事務の簡素化にもつながるものでもあることから、経由事務の移譲について再度検討していただきたい。 	農政部

No.	区分	提案の内容	関係府省の回答等及び道の意見等	関係府省及び道の関係部局
21	権限	商工会議所法に係る定款変更等に関する権限の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所が行う原産地証明や国際商事紛争の調整等の広域的・国際的業務に関して全国的な同質性の確保が求められること等も踏まえるとすべての権限移譲は難しいが、全国知事会の意見や「道州制特区」で提案があったことを踏まえ、一部権限移譲ができるかどうか検討している。 ・内閣府より、道の提案の趣旨を踏まえ権限移譲について検討を行うよう要請中。 	経済産業省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本提案は、国の地方支分部局と道との機能等統合に向けて、地方支分部局の権限移譲を先行的、モデル的に積み重ねていくことをねらいとしているものであり、経済産業局等と道との間で併存している商工会議所法に係る権限を一元化し、道で一括処理することにより、道民の利便性の向上を図ることを目指しているものである。 ・原産地証明等の全国的な同質性の確保が必要な事項については、国等との情報交換などの連携が図られることで、その確保が可能であると考えられることから、各種権限の一括移譲について再度検討していただきたい。 	経済部
23	権限	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業計画(TMO計画)の認定・変更認定等の権限の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TMO計画については、国が支援を行う上で全国的視野から最低限のチェックを行う必要があるため権限移譲は困難である。中小小売商業振興法に基づく電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画については、道について、他の都道府県にまたがることがないので、移譲について検討したい。補助金の交付金化については、事業のニーズが地域や年度により偏りが大きいこと、また、全国的観点から行われる政策に係るものであり、先進的なモデル事業や政策効果の高い事業への重点化を図る必要があることから交付金化は困難である。 ・内閣府より、補助金については地方団体の使い勝手が良いように改善する余地がないか検討要請中。 	経済産業省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の意見は、TMO計画の認定は関連補助事業の前提となるもので、全国的視野から最低限のチェックを行う必要があるとしている。しかし同様のスキームである中小小売商業振興法の計画認定の権限は、平成3年から都道府県の事務となっているため、中心市街地活性化法の認定においても道が一元的に行うべきであり、事業者の負担の軽減や事務の効率化などのメリットがある。なお、資料提供など国が計画内容を把握できるような仕組みにすれば支障はないものと考えており再度検討いただきたい。 ・国の意見は、補助金の交付金化について事業のニーズが地域や年度により偏りが大きいなどとしているが、複数年における平均額を交付するなど、交付金化するための工夫の余地は未だあるものと考えられるため、再度検討いただきたい。 	経済部

No.	区分	提案の内容	関係府省の回答等及び道の意見等	関係府省及び道の関係部局
29	権限	過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地有償運送許可に当たっては、当該過疎地において公共交通機関がない等やむを得ない状況があるかを慎重に判断する必要があり、また、運行管理体制の整備や事故防止の措置、損害賠償措置等の確認等、安全の確保や利便性の確保のための措置は、事業者と同様に求められるものであり、この点、地域に差異が生じるものではなく、全国一律の基準に照らす必要があり、移譲は困難である。 ・内閣府より、運営協議会、地域交通会議等への道の参画を促し、道との連携強化を図るよう検討要請中。 	国土交通省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共交通機関がない等やむを得ない状況があるかを慎重に判断する必要がある」こと、「運行管理体制の整備や事故防止の措置、損害賠償措置等の確認等、安全の確保や利便性の確保のための措置は、事業者と同様に求められる」ことはご指摘のとおりであるが、これらについては、北海道運輸局又は運輸支局が運営協議会における協議に構成員として関与し、その専門的な知見を反映させることを制度的に担保すれば足りると考えられる。 ・なお、公共交通機関の有無や安全上の措置等については、本来、運送が有償で行われるか、無償で行われるかを問わないはずであるが、過疎地において大勢を占める無償運送の福祉バスやスクールバスについて、法令上、地方運輸局による関与は無いものと理解しており、有償運送に対する関与のみをとらえたご指摘は不十分である（なお、道は無償のバスに対する補助金の支出など一定の関与がある。）。 ・公共交通機関空白の過疎地において、NPO等による有償運送を認めた「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日国 自旅第240号）に関する想定問答において、北海道運輸局の見解として、「運営協議会で、合理的であると考え理由から交通空白地域であると判断したものについては、運輸局でも空白であると認めると考えてよいか」との問に対し、「運輸局若しくは運輸支局も運営協議会の構成員となっており、運営協議会の判断による。」との回答を示しているところ。 ・そもそも過疎地有償運送を認めるかどうかは、公共交通機関空白の過疎地という、専ら交通行政の範疇である一般乗合バス事業者による有償運送が成立しがたい地域において、いかなる住民を対象に、いかなる輸送を行うことが適当かを判断するものであり、住民の要望、無償の福祉バスやスクールバスとの調整等が不可欠であることから、最終的な許可権限については、専ら交通行政を担う北海道運輸局ではなく、より住民と密着した総合行政を担う北海道がふさわしいと考えるものである。 ・なお、繰り返しになるが、過疎地は公共交通機関空白の地であり、仮に過疎地有償運送がうまく機能しない場合には、地域の足が損なわれることから、事例の集積を待って問題が生じた場合に改めて検討したいとの考え方には賛同できない。 	企画振興部

No.	区分	提案の内容	関係府省の回答等及び道の意見等	関係府省及び道の関係部局
30	権限	都市計画決定の際の大臣同意の廃止等	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣の同意は、国の利害との調整を図るため必要な手続であり、同意の廃止は困難である。なお、地方分権改革推進会議における意見を踏まえ、地方分権の視点から都市計画のあり方について今年度中に社会资本整備審議会都市計画分科会に諮問し、検討する予定である。 ・農林水産大臣の協議は、国の責務である優良農地の確保のため必要な手続であり、廃止は困難である。 ・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得るよう要請中。 	国土交通省、農林水産省、環境省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画は地域が主体的に取り組むべきとされていることから、各種調整についても都市計画事務の一環として道が主体的に行うべきものと考えており、国の利害との調整を図るため、国土交通大臣の同意の廃止は困難とされているが、北海道都市計画審議会には関係行政機関も構成員となっており、それぞれの立場の意見等が審議に反映されていることや、国の施設管理者とも都市計画法に基づく協議がなされていることから、大臣同意の廃止について再度検討していただきたい。 	
31	権限	直轄砂防事業に係る一部の事務の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄砂防事業は、広域的であるか否かにかかわらず、流域の人命・財産の保全の観点から、特に重大なものについて国の責務として実施しているものであり、御提案のあった道内で実施中の2地域の直轄砂防事業については整備は未だ不十分な状況にあるため、引き続き国が実施する必要があり、移譲は困難である。 ・内閣府より、事業の実施に際して、道と一層連携を強化する仕組みの構築ができないか検討要請中。 	国土交通省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本提案は、国の地方支分部局と道との機能等統合に向けて、権限移譲を先行的、モデル的に積み重ねていくことをねらいとしているものであり、今回提案している2地域については、過去に道が補助砂防事業で実施した経緯もあり、対応可能と考える。 ・提案している2地域の事業については、整備が未だ不十分であるため、国が引き続き整備する必要があるとのことであるが、2地域の現在の事業実施状況等を鑑み、必要な財源が移譲された上で、道において引き続き整備を継続することが可能と考える。 ・また、移譲により、予算要求等において、道の裁量権が増すと考える。 	建設部

No.	区分	提案の内容	関係府省の回答等及び道の意見等	関係府省及び道の関係部局
33	権限	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可や国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限の移譲	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻醉薬の使用については、地域再生の枠組みにおいて平成17年度中に実現の見込みである。捕獲許可権限については、国指定鳥獣保護区の管理に支障が生じることも想定されるため、権限移譲は困難である。 ・内閣府より、市町村からの申請に対し、国、道で対応に齟齬が生じないよう一層連携を強化する仕組みの構築ができないか検討要請中。 	環境省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲許可権限については、「国指定鳥獣保護区の管理に支障が生じる」とのことであるが、特定鳥獣保護管理計画の区域に国指定鳥獣保護区を含む場合は、その策定時に国に協議を行っているため、道に権限移譲を行っても支障はないものと考えている。 ・また、北海道は、四方を海に囲まれ独自の生態系を保持しているため、本道の自然環境の特殊性や鳥獣の生息実態を熟知した北海道において、捕獲許可を行う方が効果的・効率的であると考えており、権限移譲について再度検討していただきたい。 	環境生活部

【連携・共同事業】

No.	区分	提案の内容	関係府省の回答等及び道の意見等	関係府省及び道の関係部局
2	連携	共同データベースの構築による法人設立届出の一本化	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届出書については、既に3税統一様式化により納税者の負担はかなりの程度軽減されている。道の提案はそのコストに見合うだけの行政サービスの向上は図れないことから実現は困難と考えている。 ・既に実施している国から道へのデータ提供について、今後もより一層の連携を図っていききたい。 	財務省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果等の観点から、共同データベースの構築そのものについては、困難とされたが、国から道へのデータ提供について、一層の連携を図っていくこととされており、課税漏れの解消や事務の効率化等が期待されるとともに、こうした取組を契機として、今後の国との間における納税者の利便性向上に向けた検討にもつなげていきたい。 ・また、来年1月から法人税の電子申告が導入されるなど、国において税務関連手続きの電子化が積極的に推進されていることから、これらの状況も踏まえて、納税者の利便性向上に資するより効率的、効果的な手法について引き続き国との協議を進めていくこととした。 	総務部
14	連携	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	<p>【関係府省の回答等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道が実施計画・工事について主体的に実施することについては、各種工事を一体的に実施することの効率性や国営事業の実施主体としての責任の明確性の観点から困難であるが、今後更に緊密な連絡調整と円滑な事業実施を図るため、新たに関係者で連携会議を設置したい。 	農林水産省
			<p>【道の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の提案は、将来の道州制を展望し、国の地方支分局と道との機能統合の形態を、早期に実施することが比較的可能と思われる連携・共同事業として、国営農地再編事業によりモデル的に行うことを提案したものであり、回答のあった連携会議の設置ではなく、連携・共同の成果が期待できる事業の実施を再度検討していただきたい。 ・なお、共同実施の方式については、国営農地再編整備事業に係る国の権限に属する事務のうち、区画整理の実施設計や施工に関する事務を、換地業務(法定受託事務として北海道知事が実施)と一体に、北海道が国から契約等により責任分担を明確にしたうえで受託する方式を考えており、事業の実施権限はあくまでも国にあることから、問題は生じないものと考えられる。 	農政部